省令

○総務省令第六十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

総務大臣　高市　早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信業務用無線局）	（電気通信業務用無線局）
第三条　電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。	**第三条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。	二　その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画（その局が二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。）を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。
二の二　前号の計画には、地域広帯域移動無線アクセスシステム（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（広帯域移動無線アクセスシステムであつて、免許人の所有する土地等又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gのシステムの制御信号の送受信のために必要な区域の範囲に限って無線局の開設が認められるもの）以外のもの）の無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画が含まれていること。	［新規］
［三～八　略］	［三～八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（空中線電力の表示）	（空中線電力の表示）
第四条の四　［略］	**第四条の四**　［同上］
2　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（p̄ȳ）をもつて表示する。	2　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］